

◎議案第八号 月潟村国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険法の改正により保険税滞納者に対して医療費の一時全額自己負担などの措置がとられることになり、三月十五日発行「広報つきがた」を「らんくさい」が、それに伴う被保険者証の返還等についての規定を行ったものです。(原案可決・全会一致)

◎議案第九号 月潟村手数料条例の一部改正

この条例は、印鑑証明や住民票、納税証明などの手数料を改正するもので、概ね一件二〇〇円から三〇〇円に改正されました。(原案可決・全会一致)

◎議案第一〇号 特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

非常勤特別職の報酬が四月一日から次のように改正されます。(報酬額は年額)

団 長 六万三、〇〇〇円
副団長 四万五、五〇〇円
分団長 三万四、四〇〇円

◎農業委員会(月額)
会長 三万七、〇〇〇円
代理 二万八、〇〇〇円
委員 二万四、五〇〇円

◎選挙管理委員会(年額)

委員長 三万四、五〇〇円
委員 三万円

◎国保運営協議会(年額)

会長 一万七、五〇〇円
委員 一万五、二〇〇円

◎監査委員(月額)

知識経験二万二、六〇〇円
議会議選出一万九、〇〇〇円

(原案可決・全会一致)

◎議案第一一号 月潟村消防団員の定員、任免、給与、職務等に関する条例の一部改正

消防団員の報酬が四月一日から次のように改正されます。(報酬額は年額)

副団長 四万五、五〇〇円
分団長 三万四、四〇〇円

副団長 四万五、五〇〇円
分団長 三万四、四〇〇円

副分団長二万六、〇〇〇円
部長 二万三、〇〇〇円
班長 一万四、〇〇〇円
団員 一万五、〇〇〇円
(原案可決・全会一致)

◎議案第一二号 昭和六十一年度月潟村一般会計補正予算第七号を定めることについて

歳入歳出それぞれ九四〇万円を追加し、総額を一二億三七万三千円とするものです。歳入では、村税五〇九万円、地方交付税一、〇〇七万六千円、財産収入二九万九千円などの増、負担金一一七万二千円、国庫支出金二一〇万二千円、村債六八〇万円などの減となっています。

歳出では、減債基金四〇五万円、学校施設整備基金二、五〇〇万円の積み立ての他、マイクロバス購入費三二〇万円、ワープロ購入費二五〇万円などが主な増額ですが、その他予算整理し不用額を減額しています。(原案可決・全会一致)

◎議案第一三号 昭和六十一年度月潟村国民健康保険特別会計補正予算第四号を定めることについて

とについて
歳入歳出それぞれ二、四四二万五千円を減額し、総額を二億五〇四万九千円とするもので、医療費が予想したほどに伸びなかったため減額したものです。(原案可決・全会一致)

◎議案第一四号 昭和六十一年度月潟村老人保険特別会計補正予算第三号を定めることについて

歳入歳出それぞれ九九二万円を増額し、総額を二億一、一六二万九千円とするもので、老人医療の増加に伴って増額補正するものです。(原案可決・全会一致)

◎議案第一五号 昭和六十一年度月潟村簡易水道特別会計補正予算第四号を定めることについて

歳入歳出それぞれ二〇八万九千円を減額し、総額を一億九、一八九万七千円とするものです。(原案可決・全会一致)

◎議案第二〇号 昭和六十一年度月潟村一般会計補正予算第八号を定めることについて
議会開会中に特別交付税が決定したため追加提案されたものです。歳入歳出それぞれ七五〇万円を追加し、総額を一億七、七三万三千円とするものです。

歳出では、学校施設整備基金に五〇〇万円、財政調整基金に二〇〇万円、減債基金に五〇万円を積み立てました。(原案可決・全会一致)

◎議案第一六号 昭和六十一年度月潟村一般会計予算を定めることについて

予算総額は一〇億三、四〇〇万円、前年度より一、七〇〇万円、一・六％の減となりました。(別掲参照)

(原案可決・全会一致)

◎議案第一七号 昭和六十一年度月潟村国民健康保険特別会計予算を定めることについて

予算総額は二億九、五二万円で、前年度より二、五九万円、一・二％の減額となっています。

(別掲参照)
(原案可決・全会一致)

◎議案第一八号 昭和六十一年度月潟村老人保健特別会計予算を定めることについて

予算総額は二億四、七二二万七千円で、前年度より四、八二六万八千円、二四・三％の増となっています。(別掲参照)

(原案可決・全会一致)

◎議案第一九号 昭和六十一年度月潟村簡易水道特別会計予算を定めることについて

予算総額は五、九六〇万円で、前年度より一億四、四九七万七千円の減となりました。これは、昨年度で配水管敷設工事が終了したため大きく減額となったものです。(別掲参照)

(原案可決・全会一致)

◎議案第一号 月潟村議会会議規則の提出について
(発議者・全議員)

本村議会の会議規則を全文改めるものです。

(原案可決・全会一致)

◎議案第二号 国民の食料を守り、農業再建に関する意見書の提出について
(発議者 和平見議員)

(原案可決・全会一致)

※請願等審議結果

◎簡易裁判所統廃合についての請願

◎結果 継続審査

◎スパイ防止のための法律制定を求める請願

◎結果 継続審査

◎月潟村公認水道工事業者の追加認定に関する陳情

◎結果 留保

標準小作料改訂

10^{アール}(田)40,400円に

畑は無設定

選挙管理委員会 委員に児玉氏

選挙管理委員会委員の曾山一郎氏が、健康上の都合により三月二十日付で退職されました。これに伴い、補充員の児玉勲一氏が、三月二十一日、選挙管理委員会委員に就任いたしました。

標準小作料制度が設けられ早くも十六年を経過し、本年三月に五回目の改訂が行われました。今回の改訂で、四月からの新しい標準小作料は、田十^{アール}当四〇、四〇〇円となりました。

最近の農地事情、とりわけ借入地をめぐる情勢は、農用地利用増進法(市町村が農地法によらず農用地の権利の出し手、受け手より申し出を受けて、農用地利用増進計画を作成、公告することによって安心して農用地の貸し借りや、売買ができる制度で、農地流動化奨励金の交付など優遇措置がある。)の活用等で年々増加の一途をたどり、今後とも後継ぎのない高齢農家、兼業農家の増加等で急速に賃貸借が進展するものと予測されています。

このような情勢を踏まえて適正な小作料の設定が今後の農業発展の大きなカギを握ることから、去る二月十九日、農地の貸し手代表五人、借り手代表五人、学識経験者五人計十五人で構成する月潟村小作料協議会(会長、曾山弥市郎)に諮問し、新しい標準小

作料について答申を受けました。答申の内容は、ポスト三期により転作面積が大巾に増加したことから、米価をめぐる情勢を踏まえて、現行より百円を減じ(一)、田、十^{アール}当り四〇、四〇〇円、田としての一農地区分とする。畑は設定しない。(二)適用は六十二年四月一日よりでありました。三月三日に、開催された農業委員会定例総会で、小作料協議会の答申内容を決定し、巻農地事務所長との協議を了し、三月三十一日公示いたしました。

向かう三年間、この新しい標準小作料を今後の契約小作料の目安として、貸し手、借り手の間で充分話し合って決定されますようお願い致します。また、小作料は物納で行ってもよいことになっていますが、物納するには農業委員会の承認を受ける必要がありますのでご留意ください。※畑(果樹園も含む)につきましては、標準小作料を設定しませんので両者協議の上決定してください。